

都城市移住相談登録カード

【登録特典】

- ① 都城市に移住すると、「地域経済応援ポイント」をプレゼント！
マイナンバーカードにポイントを付与し、道の駅や温泉施設等でお買い物ができます！
※令和3年3月31日までの転入が対象となります。
※進学や転勤に伴う転入は対象となりません。
- ② 都城市に滞在する際の宿泊費やレンタカー代の補助が受けられます！
※都城市への滞在が移住を前提としたものであること、滞在中に移住・定住サポートセンターで移住相談を行うことなど、いくつかの条件があります。
- ③ 都城市内の事業所に転職すると、転居費や家賃の補助が受けられます！
採用前の相談や、正社員としての就職など、いくつかの条件があります。
※この登録カードを提出せずに移住された場合は、上記特典を受けられませんので、移住を検討されている方は、是非登録カードを提出してください。

【登録方法】

都城市総合政策課 移住・定住サポートセンターへ送付する。

- ・郵送する場合
〒885-8555
宮崎県都城市姫城町6街区21号
都城市役所 総合政策課 移住・定住サポートセンター
- ・FAXする場合
0986-23-2675
- ・メールに添付する場合
sousei@city.miyakonojo.miyazaki.jp

フリガナ お名前		年齢	
ご住所			
電話番号		FAX番号	
メールアドレス			
ご出身地	都 道 府 県	市 区 町 村	
家族構成	<input type="checkbox"/> 単身 <input type="checkbox"/> 夫婦 <input type="checkbox"/> 家族（ ）人		
移住希望時期	(例)「すぐにでも」「3ヵ月後」「来年3月までに」「会社を定年退職してから」		

【個人情報の取扱】

- ご登録いただいた個人情報は、都城市への移住サポートや情報提供の目的のみに使用します。
- 登録いただいた個人情報は、移住に関するサポートや情報提供を実施する関係機関（住まいの情報提供や就職をサポートする団体等）で情報を共有します。
- 都城市からの移住に関するご案内や情報提供等については、登録者の要請があれば、停止いたします。

登録日

登録No.

お問い合わせ先

都城市 総合政策課 移住・定住サポートセンター
TEL：0986-23-2542

移住相談アンケート

このアンケートは、相談者の相談内容を詳しくお聞きし、都城市がスムーズに移住のサポートを行うためのものです。よろしければご記入ください。
登録カードのみの提出でも構いません。

1. 都城市のどのような情報が必要ですか。

- 地域の情報 ・ 仕事 ・ 農業 ・ 子育て ・ 医療、福祉 ・ 移住支援制度
- その他（具体的に： _____）

2. 都城市でどのような生活スタイルをお考えですか。

- 就労する
 - ①就職（企業等） ②農業 ③林業
 - ④自営業（今の仕事を移住先で行う） ⑤起業
 - ⑥その他（具体的に： _____）
- 自給自足の生活（半分農業、半分好きなこと）
- 悠々自適の生活（年金生活）
- その他（具体的に： _____）
- 決まっていない

3. 都城市ではどのような場所に住みたいですか。

- 市街地（住宅地） ・ 郊外 ・ その他（具体的に： _____）
- 決まっていない

4. 何を見て都城市へ相談しましたか。

- 都城市HP ・ 都城市移住定住支援サイト（都城市移住 HP） ・ 親・知人
- U I J ターンセンター（宮崎県の移住相談所） ・ その他（ _____）
- 何も見ていない

5. 移住を考えたきっかけを教えてください。

[_____]

6. 新型コロナウイルス感染症の発生は、移住の検討に影響しましたか。

- 大きく影響した
- 影響した
- 影響していない

7. その他質問等ございましたらご記入ください。

[_____]

ご協力ありがとうございました。